

防衛省改革会議（第6回）説明資料

平成20年3月

防衛省

I 海自護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故について

1 事故の概要

2 事故発生後の対応

II 内閣総理大臣、防衛大臣等に対する報告の遅れについて

1 内閣総理大臣、防衛大臣に対する報告の状況等

2 報告の遅れと「文民統制」との関係

III その後の防衛省の対応について

I 海自護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故（以下「事故」という。）について

1 事故の概要

(1) 発生時刻：2月19日午前4時7分

(2) 場所：千葉県房総半島野島崎沖合

(3) 状況：

「清徳丸」(*)は船首部・船尾部の2つに割れ、乗員は引き続き行方不明。

* せいとくまる：新勝浦市漁協所属。乗員2名（吉清治夫（きちせいはるお）さん（58歳）、吉清哲大（きちせいてつひろ）さん（23歳））

(4) 事故発生時の状況：

本件については、海上保安庁の捜査や海上自衛隊の調査を待つ必要があり、現時点において確定的なことは申し上げられないが、現時点において報告を受けているところは以下のとおりである。

- ① 2月19日午前3時55分頃、「あたご」の見張員は、「清徳丸」の灯火を視認したと思われる。また、午前4時5分頃、漁船1隻が「あたご」の右前方から進路前方を横切った。
- ② これと同時刻に、見張員が右方向に、上記漁船とは別に、緑色の灯火を視認した。その時点では、当該灯火が漁船であるか否かは不明であった。
- ③ 午前4時6分頃、当該灯火が速度を増し、これが漁船であることが確認されたため、当直士官は、「あたご」に後進をかけ、手動操舵へ切り替えさせた。
- ④ 当該漁船は、前方約100メートル先で大きく右に舵を切っている。
- ⑤ 当該漁船との衝突は、午前4時7分頃に発生した。

(5) 事故原因：

事故原因については、現在、海上保安庁が捜査しており、防衛省としては、海上保安庁の捜査に十分に協力していくこととしている。

今後、海上保安庁の捜査が一段落し次第、「あたご」乗組員からの聞き取り等を行い、再発防止に万全を期すためにもはっきりと事故の原因を調査していきたいと考えている。

2 事故発生後の対応

(1) 「あたご」内火艇3隻にて「清徳丸」乗員の捜索を開始するとともに、海上保安庁等に対して連絡を行った。

(2) 海上自衛隊は、自衛艦及び航空機を派遣し、引き続き捜索を行っている。また、海上保安庁の巡視船等が参加して捜索を行っていたが、昨日（3月2日）の日没をもって捜索を終了した。

(3) 防衛大臣に対する報告は2月19日午前5時40分、内閣総理大臣等に対する報告は同日午前6時頃までに完了した。結果として内閣総理大臣、防衛大臣等への報告に事故発生から相当の時間を要した。

* 19日午前6時18分に、防衛事務次官を長とする「連絡・対策室」を設置

** 19日午前7時00分に、海上幕僚監部において艦船事故調査委員会を設置

(4) 本件の捜査を担当する横須賀の海上保安部の要請に基づいて、事故の捜査のため、19日午後5時6分に「あたご」を横須賀に回航した。

(5) 19日午後6時19分に敷設艦「むろと」が船尾部を、午後7時11分に海洋観測艦「わかさ」が船首部の曳航を開始。民間タグボートへの引き継ぎを経て、20日午後7時30分、「清徳丸」は海上保安庁の指定する横須賀の岸壁へ到着した。

- (6) 21日、防衛大臣より文部科学大臣に対して、未発見の船体部分の搜索活動への協力を依頼し、22日、独立行政法人海洋研究開発機構が保有する海洋調査船「かいよう」が横須賀を出港、午後9時20分、現場に到着した。
- (7) 「かいよう」は、26日まで搜索活動を続け、27日より独立行政法人海洋研究開発機構が保有する海洋調査船「なつしま」が搜索を引き継ぎ、搜索活動を継続中である。

II 内閣総理大臣、防衛大臣等に対する報告の遅れについて

1 内閣総理大臣、防衛大臣等に対する報告の状況等

- (1) 2月19日午前4時7分の事故発生後、「あたご」は、直ちに内火艇等により漁船乗員の搜索活動を開始するとともに、海上保安庁に報告する上での必要な状況整理を行った上で、午前4時23分に海上保安庁に対して通報した。
- (2) その後、順序を経て上級部隊への報告が行われ、海上幕僚監部及び統合幕僚監部のオペレーション・ルームや内部部局への第一報が、事故発生後1時間近くたった午前5時頃までに行われた。
- (3) 内部部局では、当該第一報を受けて、より確実な連絡を期すために、内部部局の担当課及び関係課の間の連絡、情報の確認及び整理を行った上で、午前5時半頃から順序を経て防衛省幹部への報告を実施、防衛大臣には事故発生後約1時間半後の午前5時40分に報告を行った。
- (4) 官邸への連絡については、防衛大臣への報告に目処が付いた段階の午前5時35分頃から午前6時頃にかけて、関係秘書官を通じて行い、内閣総理大臣に対する報告は事故発生から2時間近くたった午前6時頃となった。

(5) また、この間、海上幕僚監部から防衛大臣（秘書官）に対する直接の報告は行われなかった。

2 報告の遅れと「文民統制」との関係

(1) 事故発生後の防衛大臣への報告については、発生から1時間半余り後の午前5時40分、内閣総理大臣への報告については、発生から2時間近くあとの午前6時頃に第一報が報告されており、報告に遅れがあったと言わざるを得ない。

(2) このように、事故の発生から文民統制の主体である内閣総理大臣、防衛大臣までの報告に時間を要したことは、危機管理上極めて問題であるほか、内閣総理大臣、防衛大臣に対する適切な補佐が行われていないことを示すものである。

III その後の防衛省の対応について

(1) 事故発生当日（2月19日）、海上交通の安全確保に関する法令の遵守・徹底、特に部外者が関係する事故発生時の速やかな報告と関係機関への通報等を内容とする艦艇の安全航行に係る大臣通達を発出した。

(2) 事件・事故等の報告等に係る事務次官通達（「各自衛隊における事件・事故の防衛大臣等に対する報告等について」（平成17年9月21日））を事故発生当日（2月19日）改正し、重大な事件・事故については、各幕僚監部・各機関担当部署が秘書官を通じて行う防衛大臣等への速報に加えて、更に各幕僚長等が直接、防衛大臣等に対して速報を行うことを明記した。

(3) 報告・連絡の在り方については、更なる改善を行うこととし、以下のような点について、現行の通達を抜本的に見直した新たな通達を今週中にも発出する予定である。

① 通達の対象とする範囲の見直し

ア 政府全体の速報体制を定めている「緊急事態に対する政府の初動体制(平成15年11月21日閣議決定)」との整合を考慮し、通達の対象を従来の自衛隊の事件・事故のみならず、緊急事態(国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある事態)に拡大

イ 従来の通達においては事案の発生直後の速報・報告のみならず、爾後の報告・説明、国会対応等についても対象として記述していたが、新たな通達においてはその対象を緊急事態等の発生直後の「速報」に限定

② 緊急事態の類型化

「緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目(平成15年11月21日内閣官房長官決裁)」との整合を考慮して通達別紙において緊急事態の具体的な類型を明示し、従来の事件・事故の区分(軽微・通常・重大)を一本化

③ 速報体制の改善

ア 速報の定義を、従来の「事件・事故発生部隊等が重大な事件・事故の発生を認めた後、・・・1時間以内を目途」として行うことから、「各幕・各機関の担当部署が重大な事件・事故の発生を認めた後、直ちに行う」に改善

イ 従来は重大な事件・事故に関しても「必要に応じ」行うこととされていた官邸への報告を、今後は「緊急事態」について速報を行うとともに、新たに各幕又は各機関の担当部署から内閣情報集約センターへも直接速報を行うことを明確化

④ 関係地方自治体に対する速報の明確化

従来の通達では明記されていなかった関係地方自治体に対する速報を関係部隊・機関が行うことを明確化